

参考資料

野田市都市公園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表
(下線の部分は改正部分)

○ 野田市都市公園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（昭和51年野田市条例第23号）

改 正 案	現 行
(公園施設の設置基準) 第 2 条の 4 （略） 2～5 （略） <u>6 政令第 8 条第 1 項に規定する条例で定める割合は、100 分の 50 とする。</u>	(公園施設の設置基準) 第 2 条の 4 （略） 2～5 （略）